

(案)

収穫調査委託契約書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等)	委託予定数量 (ha)	委託予定金額	調査場所
収穫調査委託 (上小阿仁地区)	503.73	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 6 年 月 日

至 令和 6 年 12 月 25 日

3. 契約保証金 免除

4. 特約事項 別紙1のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和6年3月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

委託者(甲) (住所) 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
(氏名) 分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義

受託者(乙) (住所)
(氏名)

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
小沢田	国有林	10ろ1	0.57	225	皆伐	100	直径毎木	
小沢田	国有林	10ろ2	0.26	92	皆伐	100	精密毎木	
小沢田	国有林	10は	20.56	1,193	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	11ろ	8.95	679	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	11ろ1	6.71	441	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	11ほ	5.38	352	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	11へ	10.21	621	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	11る	12.97	495	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	11る1	1.43	147	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	23ろ3	1.72	1,389	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	33は	4.19	1,291	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75ろ	3.71	1,115	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75ろ3	2.95	874	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に①	1.13	318	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に②	1.92	540	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に2	0.37	213	皆伐	100	精密毎木	
萩形	国有林	75に4	1.25	525	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に6	1.25	441	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に7	2.18	716	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に9	1.31	683	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75に12	2.66	184	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75ほ	5.99	393	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75ほ2	8.74	666	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75へ	7.60	426	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75と	10.96	1,067	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
萩形	国有林	75と1	16.22	983	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75と2	11.06	888	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75と3	14.56	1,659	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75と4	19.66	2,483	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75と5	5.15	533	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75と6	4.61	482	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
萩形	国有林	75ち	20.80	1,247	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75り5	6.23	548	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75か	18.35	2,125	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75そ	8.84	846	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な	4.60	378	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な1①	3.86	1,512	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な1②	1.79	701	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な1③	2.40	940	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な2①	3.70	1,325	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75な2②	4.21	1,508	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75お	3.87	332	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75お1	5.85	430	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75お5	0.75	226	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75ま	1.28	383	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75け	1.76	527	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75こ	2.91	1,019	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75え	1.00	503	皆伐	100	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75き	9.38	1,221	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
萩形	国有林	75み1	4.23	713	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
南沢	国有林	97は①	2.59	557	皆伐	100	標準地(簡標)	

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
南沢	国有林	97は②	2.01	433	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	97は③	4.84	1,042	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	104は	2.83	713	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	112は	13.51	1,004	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	112に	18.00	2,508	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	112ほ	5.38	533	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	113ほ	0.76	95	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	113へ	6.59	833	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	114い	10.17	1,203	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	114い1	2.20	346	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	114ろ	21.01	2,133	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	117い	0.55	208	皆伐	100	直径毎木	
南沢	国有林	117に2	1.05	84	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	117に3	6.15	498	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	117に4	0.29	43	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	117へ	1.03	113	複層伐(天)	50	標準地(簡標)	
南沢	国有林	117と	0.65	98	複層伐(天)	50	標準地(襲用)	
南沢	国有林	117り	0.38	171	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	117か	9.72	722	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	118ろ	5.15	448	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
南沢	国有林	118ろ2	0.70	65	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	118ろ3	0.35	33	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
南沢	国有林	118は	2.25	1,044	皆伐	100	標準地(簡標)	
南沢	国有林	118は1	0.95	85	複層伐(帯・群)	39	標準地(簡標)	
南沢	国有林	118ほ	2.34	257	複層伐(帯・群)	41	標準地(簡標)	
南沢	国有林	118ほ1	0.54	208	皆伐	100	標準地(簡標)	

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
南沢	国有林	118ろ	0.93	542	皆伐	100	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	135ろ	3.06	358	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	135こ	6.86	559	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	136ろ	27.81	2,465	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	137ろ	31.50	2,299	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
小沢田	国有林	144い①	4.83	1,964	皆伐	100	標準地(簡標)	
小沢田	国有林	144い②	4.71	1,915	皆伐	100	標準地(簡標)	
合計			503.73	64,177				

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者

(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。